

京都女子大学知的財産ポリシー

制定 平成 28 年 3 月 29 日

1 目的

京都女子大学（以下「本学」という。）は、教育・研究の成果として生じた知的財産の創出、保護及び活用を促し、もって社会の発展に貢献することを目的に、京都女子大学知的財産ポリシーを定める。

2 知的財産の創出

- (1) 本学は、社会の発展のために有益な知的財産の創出を積極的に推進する。
- (2) 本学は、知的財産の重要性についての認識を向上させるため、本学職員等に対し継続的に啓発活動を行う。
- (3) 本学は、産官学の連携を図り、研究活動を活性化させることにより、知的財産の創出に努める。

3 知的財産の保護

- (1) 本学は、職務上生み出された知的財産を適切に評価・承継し、権利化することによって、産業界等において効率的な活用を図るとともに、権利の保護を適切に行う。
- (2) 本学は、知的財産の管理・保護のため、必要な組織・規程・制度の整備を行う。
- (3) 本学は、産官学の連携においては守秘義務を果たし、連携先の利益を守る。

4 知的財産の活用

- (1) 本学は、知的財産が産業界等で有効に活用されるように、積極的に技術移転を図る。
- (2) 本学は、知的財産を公開し、持続的に広く社会貢献できるよう、情報発信を行う。